

千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例施行規則の一部改正する規則の制定について

1 改正理由

令和3年3月8日付け行革第648号及び政法第1410号「行政手続等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について（依頼）」に基づき条例施行規則等の様式を見直すとともに、あわせて様式の所要の改正を行うもの。

2 改正内容

（押印見直しに係る改正）

○別記第一号様式～別記第三号様式について、「印」マークを削除する。また備考の「個人が提出する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。」を削除する。

（押印見直し以外の軽微な改正）

- 別記第一号様式中の「（第五条第二項）」を「（第五条第二項から第四項まで及び第七項）」に改める。
- 別記第一号様式中の備考2における「道路運送車両法第四条」を「道路運送車両法第4条」に改める。
- 別記第二号様式中の「（第五条第五項）」を「（第五条第五項から第七項まで）」に改める。
- 別記第一号様式及び別記第二号様式中の「千葉県地図(例)」を平成22年3月23日の市町村合併及び平成25年1月1日の市政施行が反映された地図に改める。

3 施行期日

令和4年4月1日